

税務課からのお知らせ



固定資産税の 相続人代表者届出の提出のお願い

固定資産(土地・家屋)を所有している人が亡くなられた場合は、相続登記(所有権移転登記)が完了するまでの間、固定資産税の納税通知書などを受領する代表者を法定相続人の中から選出するための届出が必要です。

また未登記の家屋を相続した場合は、家屋名義人変更申立書の届出が必要です。

留意事項 ※届出後に土地および家屋の所有権の登記がされた場合は、この届出の効力は消滅し、翌年度から新たな所有者が納税義務者となります。

※この届出によって相続が確定するものではありません。登記簿の名義を変更するには、法務局への登記申請が必要です。

※未登記の家屋を未登記のまま相続する場合は、家屋名義人変更申立書と必要な添付書類(売買契約書など)を税務課固定資産税係へご提出ください。

家屋を新築・増築された人へ(家屋調査のお願い)

村内に住宅、店舗、納屋、車庫などの家屋を新築・増築された場合は、構造や使用資材などを調査し「固定資産評価基準」により評価額を算出したうえで、翌年度より新たに固定資産税が課税されます。

家屋調査が必要となる家屋については、登記所からの通知、所有者からの申し出などで把握しますので、ご協力をお願いします。

また、登記されていない家屋を滅失(取り壊しなど)された場合は、滅失届の提出が必要です。その他ご不明な点などは、税務課固定資産税係へご相談ください。

確定申告における領収書などの保存について

確定申告において、事業に関する必要経費や個人の医療費控除を受ける場合は、医療費などの領収書の提示または提出を求める場合がありますので、紛失されないように保存をお願いします。

※医療費控除については、「医療費のお知らせ」はがきを添付することができるようになりましたが、年末分が記載されていないことがありますので、領収書も必ず保存してください。(5年間保存する必要があります。)

〈問い合わせ〉税務課 TEL(67) 2703

『みなみあそ村 みんなのための 空き家セミナー』開催のお知らせ

空き家をお持ちの人や、ご自宅の将来に不安のある人など、多くの人に空き家の適切な管理の方法や相続問題について理解を深めていただくため、次のとおり、セミナーを開催いたします。

「空き家対策」は**早目の行動が大事**です。手遅れにならないためにも、お近くの会場で空き家対策についてみんなで考えてみませんか。

■参加者 家を所有されている人で、空き家や相続のことで問題を抱えていらっしゃる人

■参加費 無料

■参加の申込みやお問合せ

定住促進課 TEL(67) 2705 南GO!!Station TEL(67) 2255

空き家セミナー開催日程

講師をお招きし、セミナー後には無料の個別相談会も開催予定

第1回

8月20日(金) 午後1時30分から4時30分
会場:南阿蘇村役場2F 大会議室

第2回

9月24日(金) 午後7時から9時
会場:白水保健センター 多目的ホール&和室

第3回

10月16日(土) 午後1時30分から4時30分
会場:LOOPみなみあそ2F フリールームA
※3会場とも内容は同じです。